

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県三郷市早稲田二丁目13番地3

氏 名 木幡興業株式会社

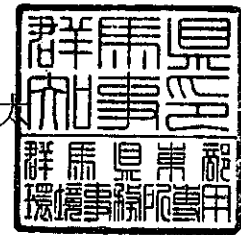
代表取締役 木幡毅

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和元年 9月 10日

許可の有効期限 令和 8年 9月 9日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

①廃油・揮発油等、②特) 廃油 (以上2種類)

※②に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 11年 9月 10日 新規許可

平成 16年 9月 10日 更新許可

平成 21年 9月 10日 更新許可

平成 26年 9月 10日 更新許可

令和 元年 9月 10日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・ 無

5 規則第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃ア ルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
7μル水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
7μル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
ホ ⁺ シム又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
シアン化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエレン	-	-	○	-	-	-	-	-
テトラクロロエレン	-	-	○	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1-ジクロロエレン	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1, 2-ジクロロエレン	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-
ホ ⁺ ベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-
エレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジキサン	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイキサン類	-	-	-	-	-	-	-	-

